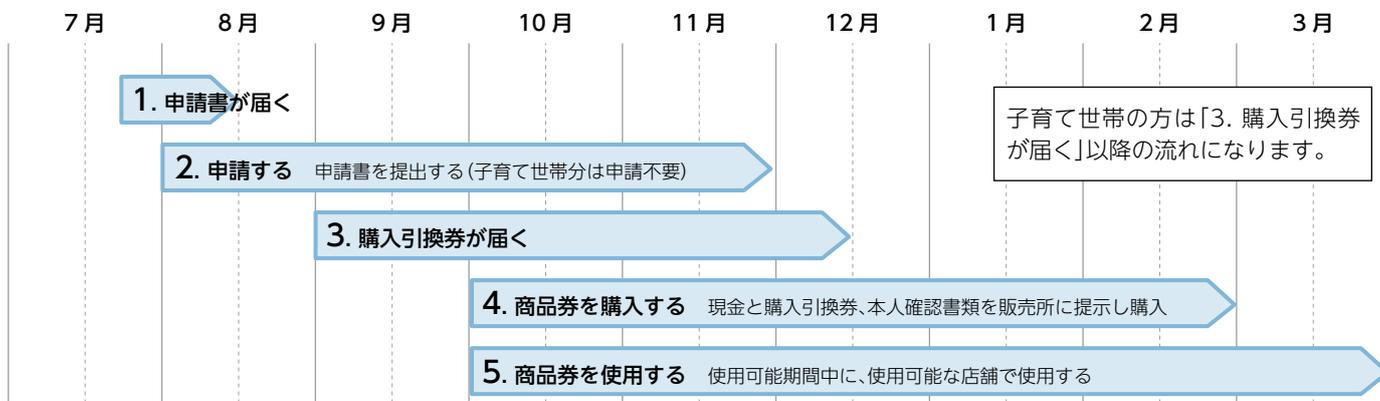


市民税非課税の方、子育て世帯の方へ

消費税率引き上げに伴う「プレミアム付商品券事業」のお知らせ②

10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、市民税非課税の方、子育て世帯への影響を緩和するため、プレミアム付商品券事業を実施する予定です。今回は、申請から使用するまでの流れをお知らせします。

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ



お詫びと訂正

広報しおがま令和元年6月1日号8ページの「消費税率引き上げに伴う「プレミアム付商品券事業」のお知らせ」の商品券の購入可能単位に誤りがありました。お詫びして訂正します。

正) 1冊5,000円分(500円券×10枚・購入額4,000円) ずつ 誤) 1枚5,000円分(購入額4,000円) ずつ

☎ 市民税が非課税の方向けのプレミアム付商品券について 生活福祉課総務係 ☎364-1131
子育て世帯の方向けのプレミアム付商品券について 子育て支援課家庭支援係 ☎353-7797

ご存知ですか？「障害者差別解消法」

「障害者差別解消法」では「不当な差別的扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になります。これらの差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会(共生社会)をつくることを目指します。法律は、行政機関および会社・店などの民間事業者を対象としています。障がいのある人に対する差別をなくしていくことは、すべての人に求められる責務です。



「不当な差別的取扱い」・「合理的配慮の提供」とは？

「不当な差別的取扱い」

障がいのある人に対して、障がいを理由としたサービスの提供の拒否、制限、条件を付ける行為をすること。「不当な差別的取扱い」は禁止されています(正当な理由がある場合は除く)。

「合理的配慮の提供」

障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思表示があったときに、負担が重すぎない範囲で解決に向けた配慮を行うこと。

例えば…

- ・障がいを理由に受け付けをしてもらえなかった
- ・車いすを利用していることを理由に入店を断られた



- ・段差がある場所で、車いす利用者に手助けをする
- ・意思疎通が得意な障がいのある人には、絵カードなどを使い意思を確認する



本市では共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消や、障がいのある人とのコミュニケーションの在り方などについて市民の皆さんと、ともに考えていきます。

☎ 生活福祉課障がい者支援係
☎364-1131/FAX366-7167